

## 旭川工業高等専門学校企画調整会議規程

制定 平成27. 3. 20達第20号

改正 平成28. 3. 24達第10号 平成29. 3. 23規則第21号

### 旭川工業高等専門学校企画調整会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第29条第2項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(企画調整会議の目的)

第2条 企画調整会議は、旭川工業高等専門学校における学校運営全般に関する重要事項を企画・立案する。

2 企画調整会議は、次に掲げる事項を企画・立案する。

- (1) 学校運営に関する重要事項に関すること。
- (2) 旭川工業高等専門学校運営会議に諮るべき事項の整理に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項

(構成)

第3条 企画調整会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務担当）
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 専攻科長
- (7) 事務部長

(企画調整会議の運営)

第4条 校長は、企画調整会議を招集し、その議長となる。

2 校長は、必要に応じて総務課長及び学生課長並びに他の教職員を陪席させる。

3 企画調整会議は、原則として月2回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(事務)

第5条 企画調整会議の事務に関することは、総務課が処理する。

### 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 旭川工業高等専門学校企画委員会規程（平成20年達第32号）

(2) 校長連絡会開催要領（平成11年校長裁定）

附 則（平成28. 3. 24 達第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第21号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。